

令和 3 年度

水道事業会計予算書

生駒市

目 次

令和 3 年度 生駒市水道事業会計予算	1
令和 3 年度 生駒市水道事業会計予算に関する説明書	
令和 3 年度 生駒市水道事業会計予算実施計画	5
令和 3 年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和 3 年度 給与費明細書	10
令和 2 年度 生駒市水道事業予定損益計算書	15
令和 2 年度 生駒市水道事業予定貸借対照表	16
令和 3 年度 生駒市水道事業予定貸借対照表	18
令和 3 年度 継続費に関する調書	20
注記	21

令和 3 年度

生駒市水道事業会計予算

議案第7号

令和3年度生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 給水戸数 | 51,100戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,046,465 ^{m³} |
| (3) 一日平均配水量 | 33,004 ^{m³} |
| (4) 一日最大配水量 | 37,146 ^{m³} |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

管路の更新事業

配水場電気設備更新事業

中央監視制御設備更新事業

水道施設耐震化事業

応急給水設備整備事業

管路更新計画策定事業

イ 固定資産購入

水道メーター購入

車両運搬具購入

器具備品等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位:千円)

第 1 款 事業収益	2,885,387
第1項 営業収益	2,495,103
第2項 営業外収益	390,184
第3項 特別利益	100

支 出

(単位:千円)

第 1 款 事業費	2,864,901
第1項 営業費用	2,781,508
第2項 営業外費用	41,206
第3項 特別損失	2,187
第4項 予備費	40,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,473,231千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 92,689千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,380,542千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位:千円)

第 1 款 資本的収入	304,448
第1項 寄附金	285
第2項 納付金	43,800
第3項 負担金	18,201
第4項 分担金	118,547
第5項 補助金	123,615

支 出

(単位:千円)

第 1 款 資本的支出	1,777,679
第1項 建設改良費	1,756,679
第2項 還付金	1,000
第3項 予備費	20,000

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設 改良費	水道施設 耐震化事業	290,000	令和3年度	145,000
				令和4年度	145,000

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 361, 365千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20, 339千円と定める。

令和 3年 3月 5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

